

# 令和6年度 輸送の安全目標・計画

## 1. 前年度達成状況及び今年度目標

各部署 報告事故0件・交通事故件数を前年比30%削減に取り組みます。

目標総件数 6 件以下(オールサンワ)

	サンワ				大阪サンワ				静岡サンワ			
	報告事故		交通事故		報告事故		交通事故		報告事故		交通事故	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和5年度 (R4.10~R5.9)	0件	0件	3件	4件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	3件	4件
令和6年度 (R5.10~R6.9)	0件		3件		0件		0件		0件		3件	

※ 報告事故：自動車事故報告規則第2条に規定する事故

## 2. 教育実施計画

営業所単位で年間計画を作成し、乗務員教育や研修機関を利用した外部研修を行います。また本社部門が各営業所の実施状況を実査するとともに、進捗状況等を把握し、指導を行います。

## 3. 輸送の安全に関する投資計画 (サンワ、大阪サンワ、静岡サンワ 合計)

項目	内容	令和6年度予算
教育	安全教育費(適性診断含む)	500
	安全大会/表彰関連経費	700
設備及び機器	新規購入車両へのデジタコ・ドラレコ・安全装置取付	1,500
	IT(遠隔)点呼用アルコールチェッカー・機器(スマホ等)購入	150
BCP	全従業員安否確認サービス加入	900

(単位:千円)

## 4. 運輸監査

安全を管理する規定・運行管理の遵守状況の確認については、社内適正化監査を各営業所2年に1回以上実施し、必要に応じて是正措置又は予防措置を講じます。

## 5. 情報の連絡体制の確立

安全品質委員会及び運輸推進委員会を毎月1回開催し、本社と営業所、営業所間で情報を共有します。また緊急時には社内緊急連絡網や安否確認システムにより、報告・対応します。

## 6. 運輸の安全に関する実施項目

- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| ① 安全品質委員会の開催             | 月1回               |
| ② 運輸推進委員会の開催             | 月1回               |
| ③ 全社安全大会(KYT大会・安全祭交互開催)  | 年1回               |
| ④ 無事故無違反強調月間の実施          | 年3回(年末年始, 4月, 9月) |
| ⑤ 運輸KPI監査による安全対策実施状況等の確認 | 各営業所 年1回          |
| ⑥ 各営業所全体ミーティングの開催        | 各営業所年間計画による定期開催   |
| ⑦ 事故惹起者に対する指導・是正確認       | 都度(事故発生時)         |
| ⑧ 全国交通安全運動参加             | 年4回(冬・春・夏・秋)      |

令和5年10月1日

株式会社サンワ / 大阪サンワ / 静岡サンワ  
代表取締役社長 安田 朗子

※ 令和6年度: 令和5年10月1日~令和6年9月30日

# 輸送の安全に関する基本的な方針

株式会社サンワ・大阪サンワ・静岡サンワは、輸送の安全が自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持・継続的な改善に努めるため、安全方針を定め、周知します。

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

2. 会社は、輸送に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCAサイクル）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、絶えず輸送の安全性向上に努めます。また輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

輸送の安全を確保するために、安全に係わる基本的な姿勢を示した「安全方針」を定め、全社員が一丸となって事故防止に努めます。

## 【安全方針】

私達は安全を最優先に考え、お客様に信頼される輸送を目指します。

\* 決められたルールを守ります。

\* お客様（顧客）を大切にすることを心掛け、「三つの基本」を守ります。

① 安全第一

いつでも話題に

② KYTはサンワの憲法

KYTの完全実施で無事故の達成

③ 挨拶

明るく大きな声で、相手を見て

令和5年10月1日

株式会社サンワ / 大阪サンワ / 静岡サンワ  
代表取締役社長 安田 朗子

※ 令和6年度：令和5年10月1日～令和6年9月30日

# 自動車事故報告規則 第2条に規定する事故に関する統計

株式会社 サンワ

2022年10月1日から2023年9月30日までの自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数は下記の通りです。

項目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災含む）を起こし、または踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0 件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの	0 件
自動車の装置（道路運送車両法第41条に掲げる装置：原動機及び動力伝達装置、車輪及び車軸その他の走行装置、操縦装置、制動装置、ばねその他の緩衝装置、燃料装置及び電気装置、車枠及び車体、連結装置、乗車装置及び物品積載装置及び物品積載装置等）の故障により運行出来なくなったもの	0 件
橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0 件
高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。）または、自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。）において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0 件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件

## 行政処分情報（行政処分を受けた日から3年間の公表）

年月日	営業所	処分内容	是正処置
		無し	

# 自動車事故報告規則 第2条に規定する事故に関する統計

株式会社 大阪サンワ

2022年10月1日から2023年9月30日までの自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数は下記の通りです。

項目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災含む）を起こし、または踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0 件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの	0 件
自動車の装置（道路運送車両法第41条に掲げる装置：原動機及び動力伝達装置、車輪及び車軸その他の走行装置、操縦装置、制動装置、ばねその他の緩衝装置、燃料装置及び電気装置、車枠及び車体、連結装置、乗車装置及び物品積載装置及び物品積載装置等）の故障により運行出来なくなったもの	0 件
橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0 件
高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。）または、自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。）において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0 件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件

## 行政処分情報（行政処分を受けた日から3年間の公表）

年月日	営業所	処分内容	是正処置
		無し	

# 自動車事故報告規則 第2条に規定する事故に関する統計

株式会社 静岡サンワ

2022年10月1日から2023年9月30日までの自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数は下記の通りです。

項目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災含む）を起こし、または踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0 件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの	0 件
自動車の装置（道路運送車両法第41条に掲げる装置：原動機及び動力伝達装置、車輪及び車軸その他の走行装置、操縦装置、制動装置、ばねその他の緩衝装置、燃料装置及び電気装置、車枠及び車体、連結装置、乗車装置及び物品積載装置及び物品積載装置等）の故障により運行出来なくなったもの	0 件
橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0 件
高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。）または、自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。）において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0 件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件

## 行政処分情報（行政処分を受けた日から3年間の公表）

年月日	営業所	処分内容	是正処置
		無し	